

## 1. 卒業に必要な単位数

		基礎教育科目	専門教育科目	合 計
子ども教育学科	幼・保	13	98	111
	保	13	91	104
	幼	13	87	100

※小学校教諭二種免許状を取得するには、専門教育科目における小学校教諭二種免許状取得のための関連科目の中から 21 単位を取得する

※レクリエーション・インストラクター資格を取得するには、自由科目（レクリエーション・インストラクター資格関連科目）の中からレクリエーション・インストラクター資格取得のための必修科目 4 単位を取得する

## 2. 取得可能な学位

学則「第 2 章 学科通則」「第 6 節 卒業及び学位」

（卒業及び学位の授与）

第 55 条 本学の子ども教育学科に 3 年以上在学し、規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士(子ども教育)の学位を授与する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

## 3. 修業年限

学則「第 2 章 学科通則」「第 2 節 修業年限及び在学年限」

（修業年限）

第 24 条 子ども教育学科の修業年限は、3 年とする。

（在学年限）

第 25 条 学生は、6 年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により、教授会で認められた場合は、前項に定める在学年限を超えて在学することができる。